

## 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正案について（概要）

### 1 現行制度の概要

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定に基づき、農林水産大臣は、農業資材審議会の意見を聴いて（同条第2項）飼料の成分規格を定めることができることとされており、当該成分規格は、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「省令」という。）において定められている。

このうち、農薬の成分である物質については、省令別表第1の1の（1）のセ及びソにおいて、飼料の原料に含まれてはならない量（以下「飼料に含まれる農薬の残留基準」という。）が定められており、食品安全委員会による食品健康影響評価の結果や飼料中の農薬の残留試験の結果等を踏まえて、順次見直しを行っている。

### 2 改正の概要

省令別表第1の1の（1）のセに掲げる農薬の成分である物質のうち、2，4-Dについて、飼料に含まれる農薬の残留基準を以下のとおり改正する。

なお、本改正案は、農業資材審議会に意見を聴き、令和5年12月に適当である旨の答申を得ている。

#### 2，4-D<sup>(※)</sup>

飼料の原料	基準値 (mg/kg)	
	見直し前	見直し後
えん麦	<u>0.5</u>	<u>2</u>
大麦	<u>0.5</u>	<u>2</u>
小麦	<u>0.5</u>	<u>2</u>
とうもろこし	0.05	0.05
マイロ	<u>0.5</u>	<u>2</u>
ライ麦	<u>0.5</u>	<u>2</u>
牧草	<u>260</u>	<u>400</u>

下線部は改正部分。

(※) 名称について、「2，4-D」は「2，4-ジクロロフェノキシ酢酸」に変更する。

### 3 施行期日

公布の日から施行する。